

ID: 256

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>名寄市墓地条例 第6条</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>令和2年条例第42号</p>		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第6条 墓所又は合同墓を使用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 市長は、特別の事由があると認められるときは、墓所（霊園内の墓所を除く。）及び合同墓の使用料を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>令和3年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>